

委員会提出議案第7号

不育症治療に関する取組の検討を求める決議

不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産、早期新生児死亡などを繰り返して、結果的に子どもが得られないことを言う。

近年、厚生労働省を始め、不育症に関して研究が行われてはいるものの、不育症患者への医療に係る公的支援は、決して十分とは言えない状況にある。

少子化対策に積極的に取り組む本市においても、今後、不育症患者が安心して出産できるよう、不育症治療に対する取組を進めていくことは重要なものと認識する。

よって、さいたま市議会は、不育症治療に関し、その支援体制の強化に資する様々な取組を市執行部において検討していくよう強く要望する。

以上、決議する。

平成27年10月16日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 傳 田 ひろみ